

山梨県立甲府西高等学校同窓会特別会計細則(新規案)

第1条(目的)

山梨県立甲府西高等学校同窓会(以下「本会」という。)は、本会の運営の財政的基礎の確立を図るとともに、山梨県立甲府西高等学校(以下「母校」という。)の支援を円滑に進めるために、特別会計を設ける。

第2条(財源)

- 1 特別会計は、以下の財源をもって構成する。
 - (1) 本会積立金からの繰入金
 - (2) 同窓会積立金特別会計からの繰入金
 - (3) 本会一般会計からの繰入金
 - (4) 寄付金
 - (5) その他収入
- 2 特別会計への(1)(2)(3)を財源とする収入金額は総会で決議する。

第3条(運営)

- 1 特別会計は、本会の会長が一般会計とは別に統括管理する。
- 2 特別会計は、使用目的別に個別の特別会計を設定し、特別会計ごとに通帳を分けて管理する。
- 3 下記の使用目的で特別会計を設定し、運営する。
 - (1) 周年事業特別会計－本会及び母校の周年事業に使用する。
 - (2) 教育支援事業特別会計－母校支援・母校の生徒支援・本会の会員支援事業に使用する
 - (3) 固定資産取得事業特別会計－本会の運営に必要な備品の購入及び本会活動の活発化に資する資産を購入する為に使用する。
 - (4) 同窓会積立金特別会計－これまでの本会の積立金を一般会計とは分け管理し、総会で決議をした用途に使用する。
- 4 本会の会長は、特別会計を使用(支出)する為に、特別会計運営委員会の決議を得た上で、本会理事会の決議を必要とする。また、用途が限定されていない同窓会積立金特別会計については、本会総会の決議を必要とする。
- 5 本会の会長は、原則、正副会長及び歴代会長(1名以上)、会計監査員で構成する特別会計運営委員会を組織し、必要に応じて開催することが出来る。

第4条(その他)

- 1 本細則の改定については、総会の決議を必要とする。

付則 本細則は、令和3年5月16日から施行する。